

# 富山県水墨美術館喫茶部門出店者募集要項

令和6年9月

富山県生活環境文化部文化振興室

## 富山県水墨美術館喫茶部門出店者募集要項

### 1 趣旨

富山県水墨美術館の魅力の向上と利用者の利便性の向上を図るため、喫茶部門の出店者を公募により選定するため必要な事項を定めたものです。

### 2 募集要項の配布等

(1) 配布期間 令和6年9月13日(金)～令和6年11月8日(金)の8:30～17:15 ※土日祝日を除く

(2) 配布場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部文化振興室

※返信用封筒を送付いただければ郵送も可能です。

電話:076-444-3454 / FAX:076-444-4438

※配布期間中、富山県ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1718/miryokukankou/bunka/suibikissa0913.html>

### 3 応募資格

下記条件を全て満たす個人又は法人とします。

#### (1) 事業実績等

- ① 3年以上飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績がある者
- ② 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能である者

#### (2) 許認可等の取得状況

飲食店を営むにあたり、食品衛生法等の関係法令に基づく許認可(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有しているか、営業開始までに確実に取得する見込みがあること。

#### (3) 欠格事由に該当しないこと

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ③ 全ての営業所・店舗において過去5年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者で構成されていること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けていないこと。
- ⑦ 国税及び県税の滞納がないこと。

### 4 応募方法等

別添の「富山県水墨美術館喫茶部門出店者募集に係る条件等」を確認の上、以下に従って書類を提出して下さい。

#### (1) 提出書類(原則としてA4版(折込可)として下さい)

- ① 応募申請書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)
- ② 企画提案書(様式第5号)
- ③ 提案者の業務(会社)概要(様式第6号)
- ④ 添付書類

- ア 商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（法人の場合のみ）
- ウ 決算書等（法人にあっては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの過去3年分、個人にあっては、所得税確定申告書の写し(所得税青色申告決算書の写しを含む)過去3年分)
- エ 食品衛生責任者となることができる有資格者(現場責任者)を配置できることを証明する資格証の写し

## (2) 提出部数

10部（商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）及び決算書等については原本1部）

## (3) 提出先

2 (2) に同じ

## (4) 提出方法及び期限

令和6年11月8日(金)17:00(必着)までに持参または郵便書留で提出して下さい。

## 5 質問等

### (1) 現地説明

現地説明を希望される方には、10月上旬頃に現地説明会を実施しますので、参加申込書（様式第1号）により、令和6年9月30日（月）までにご連絡ください。日時は、対象者に別途ご連絡します。

### (2) 質問及び回答

質問については質問票（様式第2号）により提出して下さい。

- ①提出方法 持参、郵送、FAXまたはe-mail( abunkashinko@pref. toyama. lg. jp )
- ②提出先 2 (2) に同じ
- ③質問受付期間 令和6年9月13日(金)～10月21日(月)
- ④回 答 質問者へは適宜、回答します。また、令和6年10月28日(月)頃に、富山県のホームページにも掲載します。

## 6 その他の留意事項

- (1) 提出書類は、提出後の追加、変更はできません。
- (2) 提出書類の内容については、今回の出店者選定以外に利用することはありません。
- (3) 提出書類は、選定作業終了後、最優秀提案者分を除き、厳重な管理のもとで廃棄処分します。
- (4) 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とします。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出書類は富山県情報公開条例に基づき公開する場合があります（同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等の情報など非開示とすべき箇所は除きます。）。

## 7 出店者の選定方法

公募型プロポーザル方式により行い、富山県水墨美術館喫茶部門出店者選定委員会において審査し、最優秀提案者を選定します。

### (1) 評価内容

審査基準	審査の視点	配点(ポイント)
1 申請資格	申請資格を有しているか	資格を有していない場合は対象外
2 美術館におけるふさわしさ	店舗コンセプト、店舗イメージ等が富山県水墨美術館に相応しいか	30
3 計画の妥当性	出店に向けたスケジュールや実施体制等が適切か	20
4 サービスの妥当性	・利用者の利便性を考慮した営業日や営業時間に設定しているか ・利用者のニーズにあったメニューの種類や価格に設定しているか ・上記の他にも利用者に向けたサービスが認められるか	30
5 魅力発信や集客の工夫	富山県や富山県水墨美術館の多彩な魅力を広く発信し集客につなげる企画の提案が認められるか	20
合計		100

### (2) 審査

提出された書類は、上記の内容について評価を行います。また、令和6年11月下旬に企画提案書の記載内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。日程及び場所は、対象者に文書により連絡します。なお、提案者が多数となった場合、書類審査で複数者を選定したうえで実施する場合があります。

### (3) 最優秀提案者の選定

書類審査及びプレゼンテーション等を総合的に評価し、最優秀提案者を決定します。結果については、参加者全員に書面により通知します。併せて最優秀提案者はその法人名又は個人名を県のホームページにて公表します。

## 8 選定後の手続き、その他

(1) 最優秀提案者は、出店候補者として、県と開店に向けた準備等についての協議を行っていただきます。

### (2) 確認書の締結

県との協議が概ね完了した時点で、出店に係る基本条件を定めた確認書を締結していただきます。

### (3) 選定事業者の取り消し

次の場合は選定事業者の内定を取り消すことがあります。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があった場合や選定手続において不正な行為があったと県が認めた場合
- ② 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ③ 申請者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

## 9 お問い合わせ先 2(2)に同じ

## 富山県水墨美術館喫茶部門出店者募集に係る条件等

### 1 富山県水墨美術館概要

- (1) 施設名 富山県水墨美術館
- (2) 所在地 富山市五福 777
- (3) 休館日 毎週月曜日（祝日を除く）、祝日の翌日及び年末年始（12月29日～1月3日）  
※臨時休館有（不定期、施設の設備点検や展示替えのため。令和6年度は令和7年1月20日（月）から令和7年2月20日（木）まで休館予定）
- (4) 開館時間 9:30～18:00

### 2 喫茶部門

- (1) 場 所 富山県水墨美術館 1階
- (2) 面 積 約100㎡（うち客席部分 約80㎡、厨房部分約20㎡）
- (3) 設 備 別紙一覧参照
- (4) 開店時期 令和6年12月以降

### 3 施設利用形態

- (1) 利用形態  
出店者は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。
- (2) 使用許可の予定期間  
使用許可は開店（開店のための準備期間を含む）からその年度末までとし、毎年度、この使用許可を更新することができます。
- (3) 使用上の制限  
許可用途以外に使用すること、また、許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (4) 使用許可の取消し及び変更  
県が許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

### 4 経費負担

- (1) 県において設置した設備（厨房設備、内装、テーブル・椅子）は、別紙「喫茶部門厨房備品・設備リスト」のとおりです。それ以外の什器等については、出店者において準備してください。
- (2) 設備の維持修繕や出店スペースの改装等は出店者の負担により実施して下さい。なお、県において設置した設備の更新については、協議のうえ決定します。
- (3) 富山県の行政財産の使用料に関する条例別表第1に定める使用面積に応じた行政財産使用料を県が発行する納入通知書により納付していただきます。（※使用料の額（目安）は別途お問合せ下さい。）
- (4) 光熱水費（電気、上下水道、冷暖房）のほか、その他の経費（清掃、消毒、廃棄物処理、通信運搬、消耗品、警備、保険料など営業・管理に必要な経費、退去する際の原状復旧費）は出店者の負担とします。

### 5 営業条件

- (1) 営業日・営業時間は、美術館の開館日・開館時間の範囲内とし、営業日・営業時間を限定した営業も可能とします。なお、利用者の利便性を考慮した営業日・営業時間に設定しているか、選定委員会において審査します。
- (2) メニューは、施設利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定にして下さい。なお、強い臭いが出る飲食物の提供は避けてください。

### 6 その他の条件

- (1) 出店者決定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託することはできません。出店者が直接営業するものとし、出店者がフランチャイズ制を採りテナントを募集する方式はできません。
- (2) 食品衛生法その他の関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底して下さい。
- (3) 出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可については、出店者が取得して下さい。
- (4) 従業員には定期健康診断を受診させる等、健康管理を行って下さい。
- (5) 廃棄物の処理は出店者の責任において適正に行って下さい。
- (6) 店舗内及び周辺を清潔に保ち美術館の美観や衛生環境を損なわないようにして下さい。
- (7) 美術館内は全面禁煙です。
- (8) 店舗専用出入口はありません。ただし、美術館の開館・休館に関わらず、店舗の営業時間中は通用口を利用した出入りが可能です。
- (9) 店舗の看板等の規模(高さを含む)、デザイン、色彩等については、施設の調和や眺望に配慮することとし、設置にあたっては事前に県と協議し了承を得て下さい。
- (10) 年1回、営業報告をしていただきます。また、提案どおり運営されているか確認を行うことがあります。
- (11) その他、県から指示のある場合は、速やかに報告、対応を図って下さい。

## (参考1) 富山県水墨美術館基本情報

### ■施設の設置目的

日本の風土と伝統の中で育まれた水墨画等の文化的所産を国内外に広く紹介し、県民の教養の向上と文化の発展に寄与することを目的とし、それらを展示・鑑賞するのにふさわしい環境と、茶室や庭園を配した和風の美術館です。

### ■施設の概要

- ①建物の構造 本館：鉄筋コンクリート造、寄せ棟造り日本瓦葺き平屋建て  
茶室：木造、寄せ棟造り日本瓦葺き平屋建て  
地上1階
- ②建物面積 延床面積 3,456 m<sup>2</sup> (うち、美術館用途 1,059 m<sup>2</sup>)
- ③施設内容 展示室、映像ホール、図書室・情報コーナー、収蔵庫、事務室 など
- ④開館日 平成11年4月29日

### ■利用状況等

#### <過去の観覧者数等>

年 度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
観覧者数 (人)	143,271 人	108,356 人	25,723 人
喫茶室利用人数 (人)	13,715 人	10,957 人	2,821 人

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観覧者数 (人)	67,461 人	81,329 人	88,612 人
喫茶室利用人数 (人)	※0人	※0人	※0人

※R3年度以降は、喫茶室の出店がないため。

■喫茶部門備品

別紙「喫茶部門厨房備品・設備リスト」一覧のとおり

■喫茶部門光熱水費

年 度	令和2年度
電 気	134 千円
水 道	62 千円



(参考2) 富山県水墨美術館喫茶部門等施設配置図

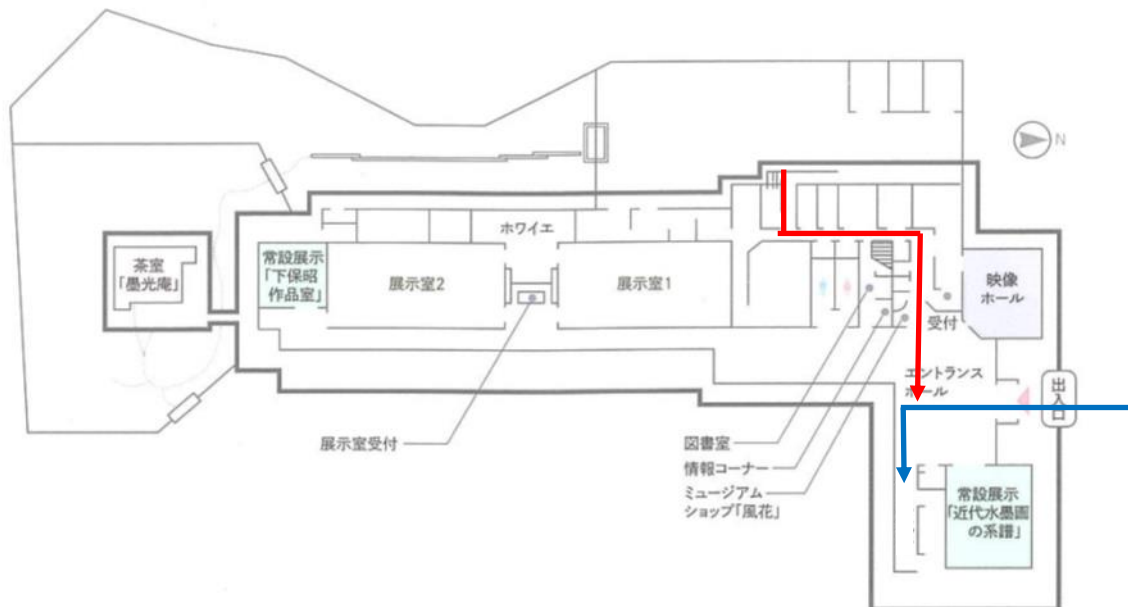
【施設外観（本館）】



【施設外観（茶室）】



【配置図】



← 美術館営業時間のみ通行可

← 通用口

【喫茶から庭園の眺め】



【喫茶コーナー写真】



## 別紙

## 喫茶部門厨房備品・設備リスト

No	品名	寸法			数量	型式	備考
		W	D	H			
1	製氷機	633	450	800	1		R2年度購入（更新）
2	サービス台	1000	600	800	1		
3	サービス台	600	600	800	1	T-66	
4	コールドテーブル	1200	600	800	1	KCT-461	
5	1槽シンク	550	600	800	1	1S-56	
6	アイスクリームストッカー	485	327	860	1	PF-057FX	
7	変形台	800	600	800	1		
8	サービス台	1500	600	800	1	TC-156	
9	吊戸棚	1200	350	600	1	OC-123	
10	吊戸棚	1100	350	600	1	OC-113	
11	1槽シンク	750	600	850	1	TS-75	
12	食器洗淨機	600	600	850	1	CW-400E	
13	吊戸棚	1800	350	600	1	OC-183	
14	フラワービン	380	530	700	1	TO-500	
15	作業台	1150	600	800	1	T-115	
16	ジャー炊飯器	440	382	375	1	SR-1HFA3S	
17	冷凍冷蔵庫	900	810	1900	1		H29年度購入（更新）
18	2槽シンク	1150	600	800	1	2S-126	
19	電磁スープレンジ	450	600	450	1	MIR-3L	
20	電気レンジ	900	600	800	1	KER-90A	
21	盛り付け台	900	600	800	1	TC-96	
22	電子レンジ	510	415	335	1	RE-4100	
23	配膳台	1200	450	800	1		
24	冷蔵ショーケース	949	508	1700	1	AGV-0450Y	
25	レジカウンター	160	60	100	1		
26	レジカウンター（楕円）	120	60	92	1		
27	配膳カウンター	160	60	90	1		
28	長テーブル	150	75	73	5		
29	正方形テーブル	75	75	73	7		
30	ベンチ	148	66	104	4		
31	肘付椅子	53	53	87	32		
32	ベビー椅子	37	50	72	2		
33	サービス台（大）	60	35	90	2		
34	サービス台（小）	45	40	85	1		
35	ガラスパーテーション	180	30	160	1		
36	ガラスパーテーション	150	12	150	1		
37	スタンド掲示板	50	40	128	1		
38	チラシスタンド	78	30	69	1		